

議会運営委員会会議録

開閉日時 平成24年5月9日(水)
午前10時00分～午前10時45分
会場 委員会室

1. 出席者

6番 幸前信雄、12番 内藤とし子、13番 磯貝正隆、
14番 内藤皓嗣、16番 小野田由紀子
オブザーバー 副議長、1番 磯田義弘、2番 黒川美克

2. 欠席者

オブザーバー 議長(公務)

3. 傍聴者

柳沢英希、浅岡保夫、柴田耕一、杉浦辰夫、北川広人、鷺見宗重、
小嶋克文

4. 説明のため出席した者

なし

5. 職務のため出席した者

議会事務局長、書記2名

6. 付議事項

- 1 平成24年第2回臨時会について
 - (1) 会期及び会議日程について
 - (2) 常任委員会委員の選任について
 - (3) 議会運営委員会委員の選任について

- (4) 外郭団体等特別委員会委員の選任について
- (5) 議会改革特別委員会委員の選任について
- (6) 衣浦衛生組合議会議員の選挙について
- (7) 衣浦東部広域連合議会議員の選挙について
- (8) 閉会中の継続調査申出事件について
- 2 国旗・市旗への拝礼について
- 3 その他

7. 会議経過

委員長挨拶

副議長挨拶

委員長 次に、本委員会記録の署名委員の指名についてであります。本件については、委員長から御指名申し上げて、御異議ございませんか。

異 議 な し

委員長 御異議なしと認め、副委員長の幸前信雄委員を指名いたします。

《議 題》

1 平成24年第2回高浜市議会臨時会について

(1) 会期及び会議日程について

委員長 「(1) 会期及び会議日程について」を議題といたします。事務局より説明をお願いします。

事務局説明 お手元に配布させていただいております、第2回臨時会の会期及び会議日程(変更案)を、御覧いただきたいと思います。会期を5月16日の1日間とし、会議日程については、開会、市長招集挨拶、会議録署名議員の指

名、会期の決定、常任委員会委員の選任、議会運営委員会委員の選任で、そのあとに付議事件を追加しました外郭団体等特別委員会委員の選任、議会改革特別委員会委員の選任、衣浦衛生組合議会議員の選挙、衣浦東部広域連合議会議員の選挙を行い、議会運営委員会の閉会中の継続調査申出事件、閉会の順序となります。なお、日程追加で正副議長の選挙を行うこととなります。

委員長 ただいま、事務局が説明しました案のとおりに決めさせていただいて、よろしいでしょうか。

異 議 な し

委員長 御異議もないようですので、案のとおりに、決定をさせていただきます。

- (2) 常任委員会委員の選任について
- (3) 議会運営委員会委員の選任について
- (4) 外郭団体等特別委員会委員の選任について
- (5) 議会改革特別委員会委員の選任について
- (6) 衣浦衛生組合議会議員の選挙について
- (7) 衣浦東部広域連合議会議員の選挙について

議長 「(2) 常任委員会委員の選任について」から「(7) 衣浦東部広域連合議会議員の選挙について」までを議題といたします。お手元に各委員会委員等一覧表案等を配布させていただいておりますが、4月16日に開催されました各派会議において、お決めにいただきました各委員等を、事務局より報告をさせます。

事務局 それでは、御報告させていただきます。総務建設委員会委員に、磯田義弘議員、柴田耕一議員、杉浦辰夫議員、杉浦敏和議員、鈴木勝彦議員、内藤とし子議員、磯貝正隆議員、小野田由紀子議員。以上8名。福祉文教委員会委員に、黒川美克議員、柳沢英希議員、浅岡保夫議員、幸前信雄議員、北川広人

議員、鷺見宗重議員、内藤皓嗣議員、小嶋克文議員。以上8名。議会運営委員会委員に、杉浦敏和議員、鈴木勝彦議員、内藤とし子議員、磯貝正隆議員、小嶋克文議員。以上5名。外郭団体等特別委員会委員に、黒川美克議員、浅岡保夫議員、幸前信雄議員、杉浦敏和議員、鈴木勝彦議員、内藤とし子議員、内藤皓嗣議員、小野田由紀子議員。以上8名。議会改革特別委員会委員に、磯田義弘議員、黒川美克議員、幸前信雄議員、杉浦敏和議員、鈴木勝彦議員、鷺見宗重議員、磯貝正隆議員、小嶋克文議員。以上8名。衣浦衛生組合議会議員に、浅岡保夫議員、柴田耕一議員、杉浦辰夫議員、鷺見宗重議員、小嶋克文議員。以上5名。衣浦東部広域連合議会議員に、杉浦敏和議員、磯貝正隆議員。以上2名でございます。なお、各委員会委員及び組合等議会議員の変更があるかもしれないということで、御承諾のほういただいておりますので、申し添えさせていただきたいと思っております。

委員長 ただいま、事務局が報告しましたとおりですが、委員等の変更があるかもしれないということで、よろしいでしょうか。

異 議 な し

委員長 御異議もないようですので、そのように決定させていただきます。

意（12） 変更があるかもしれないということは、いつまでに、その変更があるんですか。

委員長 後ほど、その説明をさせていただきますけれども、5月15日、午前9時というふうに理解しておりますので、そのように後ほど、発表もさせていただきますので、よろしくお願ひします。それでは、御異議もないようですので、そのように決定をさせていただきます。なお、それぞれの委員等については、本会議において、議長より指名または指名推選をすることとして、よろしいでしょうか。

異 議 な し

委員長 また、委員等の変更があるかもしれないとのことでしたので、先ほど、申し上げましたように、委員等変更の申し出の締め切りを5月15日、火曜日、午前9時までとさせていただきたいと思いますが、これも、よろしいでしょうか。

異 議 な し

委員長 御異議もないようですので、それぞれ、委員会等については本会議において、議長より指名または指名推選をすることとさせていただきます。また、委員等変更の申し出の締め切りを、先ほど申し上げましたように、5月15日、火曜日、午前9時までとさせていただきます。なお、委員等変更の申し出の有無に関わらず、議会運営委員会を開催して、委員等の編成を再度、御確認を願う等、最終の詰めを行いますので、議会運営委員会を、締め切りの1時間後、15日の午前10時から開催するというところで、よろしいでしょうか。

異 議 な し

委員長 御異議もないようですので、委員等変更申し出の有無に関わらず、議会運営委員会を15日、午前10時から開催をさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

(8) 閉会中の継続調査申出事件について

委員長 次に、「(8) 閉会中の継続調査申出事件について」を議題といたします。事務局より説明を願います。

事務局 それでは、議会運営委員会の閉会中の継続調査申出事件につきましては、毎年5月の臨時会の議事日程に上げまして、議決をお願いしているところでございますが、項目といたしましては、地方自治法第109条の2、第4項に規定されているものでございまして、一つ、議会の運営に関する事項、一つ、

議会の会議規則、委員会に関する条例等に関する事項、一つ、議長の諮問に関する事項。以上3項目を、お願いしたいと存じます。

委員長 ただいま、事務局が説明をしました3項目を、議会運営委員会の閉会中の継続調査申出事件として、臨時会の議事日程に上げ、議決することに、御異議ございませんか。

異 議 な し

委員長 御異議もないようですので、そのように決定をさせていただきます。

2 国旗・市旗への拝礼について

委員長 この件につきましては、4月16日に開催をされました各派会議におきまして、議場に設置された国旗、市旗への拝礼の実施について、議長より提案がありました。その実施方法等について、今臨時会より実施し、本会議の初日の開会前と最終日の閉会后、全員起立をして、国旗、市旗に向かって拝礼をする。拝礼の発声は、議会事務局長が行う。という検討案に、共産党さんを除く各派の皆さんは、御賛成の御了承を得ておりますけれども、共産党さんは、持ち帰り検討となり、本日の議運で実施の有無の決定を行うということになっております。そこで、共産党さんは、いかがでございましたでしょうか。

意(12) 私どもは、思想信条の自由は・・・の自由ですが、国会でも、強制できるものではないというのが、きちんと明記されてますので、この国旗に拝礼をするということについては、賛成できません。ただ、国旗に礼をするのではなくて、礼に始まって、礼に終わるといふ、日本には文言もありますし、そういうことであるならば、できますけれども、国旗に拝礼するということについては、思想信条の自由がありますし、それから、この前、各派会議で出されたことですが、各派会議では意見がまとまってなかったということですね。

委員長 はい、そうです。

意(12) だから、まとまっていなかったことを、この議会運営委員会で、

どうしても決めなければいけないのか、それから、国会でもやっていないと思うんですよね。国旗に拝礼するというのは。そういうことを高浜市議会がやるということについては、どういうふうに考えてみえるのか。それから、県議会でもやっていないですし、他の市議会でも、私の聞くところではやっていないんですよね。そういう面では、どのように考えてみえるのか、まずその点、お聞きしたいと思います。

委員長 共産党さんの、そういう御意見でございますが、皆さん、いかがですか。各派会議の中では、そういうことも含めて、拝礼の点礼と言いますか、局長がやっていただいているということも含めて、御意見、御賛成のですね、なったかというふうに思っておりますが。残念ながら、意見の一致をみませんので、いずれにしても、私どもの議会としては、ここの議会運営委員会が、一つの決め事ができる委員会だと思っておりますので、大方の方の御賛成を、各派会議でもいただいておりますし、残念ながら、全会一致になっておりませんが、形としては、ここで採決を、残念ながらやむを得ず、採らせていただくという考え方でおります。

意（12） 私が、いろいろ質問したんですが、国会でもやっていないよと。高浜市議会が、なぜやらなければ、いってみなければいけないのか、ということもありますし、議会改革特別委員会を高浜市議会としては立ち上げましたよね。せっかくそういうので立ち上げているのだから、そういうのもきちんと議論して、この臨時会で始めるのではなくて、新しいこと、やるんですから、定例会で始めていってもいいわけですし、そんなに慌てて決めなければいけないのかどうか、そういうことも、私は不信に思っているんですけども、そういう点では、特に議会というのは、直接国会を小さくしたものではないですけども、国会にルールとしては準じていくと思うんですが、国会でもやっていない、内心の自由がありますからね。強制はできないということが付記されていると、きちんと大臣が言っているぐらいですから、民主的にきちんと議論して決めていくべきだと思うんですが、そういう点では、どうなんでしょう。

意（14） 強制はできないのかもしれませんが、ごく自然にですね、国旗に対して、あるいは市旗に対して、議会を始める前に一礼して、いわゆる議

員が心を一つにして、国家あるいは市民のための議会を遂行していくという意味のスタートとしてはね。別に何もごく自然に、私は受け止めていますけどね。だから、国会がやっていないから、市議会がやってはおかしいというのも、順序が違うような気もします。それはそれ、これはこれだとか、ここで決まればね。高浜市議会として決まれば、それはごく自然でいいと思うんですけどね。

意（16） 私が、一つ理解したのは、日本国民でありながら、愛国心が欠落し始めているということで、広く国民の皆さん、高浜の市民、また、お子さんを通じて、愛国心を深めていただく、その一助になればということで、国を重んじるというか、やはり日本国民であるという、そういう意識を高めるその一助になればという意味も含めてというふうに理解しておりますけれども。

意（12） 愛国心を高めるというのは、国旗に礼をしたから愛国心が高まるというものではなくて、やはりそれぞれの、教育の問題とかいろんな問題があって、愛国心というのは高まって行くものでありますし、そのこうして、ああしたから、愛国心が高まるという、それでしたら市民に皆、国旗に礼をしようというふうになりますし、それは内心の自由があって、しない、できないということが明記されているぐらい、大事な問題ですので、愛国心を高めるという問題は、高浜市議会が皆で礼をしたから高まるという問題ではないと思います。

意（16） そういう決め付けたあれではなく、そういう一助になればということで、例えば、入学式とか卒業式とか、きちんとしたそういう行事や何かでも、やはり一礼いたしますよね。私達が日本国民であるという、その証しだと思っておりますけれども、そんなに深く考えなくてもいいと思っておりますけれども。

意（12） 一礼するというのは、全員、国旗に直接向かってではなくて、礼ということで、全員が礼をするわけですから、今回の高浜市議会のこの問題については、内心の自由、思想信条の自由がありますから、強制できるものではないと思っておりますよね。強制しないということが、国のほうでも付記されている、明記されているわけですから。だから、拝礼について、全員で、私は礼をすることをいやだと言っているわけではなくて、国旗に向かってその礼をするという点では承諾できないということを言っているんですけども。

意（14） この国旗、市旗の拝礼と書いてあるんですけど、全員が国旗、正

面に向いてやるわけですよ。先ほど、小野田委員も言われたんですけれども、小学校、中学校の卒業式、入学式の一同礼と言って始まって、そのときには国旗が掲げてあるところと掲げていない所とあったと思いますけども。その思いとしては、私はそういう思いで拝礼をしているんですけども、国旗が掲げていなくても。そういう思いをしていますけども、それは、それぞれの思いであるのであるならばね、その方が国旗に向かって拝礼するつもりではなくて、市旗に向かって拝礼するなり、あるいは、その会議が始まるよという意味で、拝礼するという、ものの始めとか終わりという意味で拝礼するという考え方では、全会一致できないのかなという。必ずしも国旗に向かって拝礼しなければいけないという、強制されると多少抵抗のある方もみえるんで、だから、それでもいいような気がするんですけどもね。私が先ほど言ったように、国旗がなくても、一同礼というときには、自分の胸の中に国を思っているのと同じだと思いますけどね。

委員長 傍聴の方も、御意見は。

意（２） 今、内藤皓嗣さんが言われたみたいに、やはり、別に国旗だとかそういう、あれではなくて、僕らや何かでも、退室するときだとか、入ったときに、議長席のほうに向かって、皆さん拝礼される方が多いですよ。それと同じで、やはり、内藤とし子さんも言われたみたいに、最初の礼に始まり、礼に終わるではないですけども、そういうことで皆さんやってみえる方もお見えになるわけですよ。だったら、別に、今、取り立てて、例えば、点礼の方が、国旗、市旗に向かって一同礼と言うのではなくて、その前に、一同礼ということでやっていただくのであれば、内藤皓嗣さんが言われたみたいに、そういうあれでも、いいのではないですかという、そうすれば、内藤さんが言われたことや何かでも、取り立てて、自分は国旗に対してではなくて、例えば、高浜の市民の人だとか、そういったあれに対してという、そういうものの、例に始まり、礼に終わるではないですけども、そういう形だったら、皆さん納得できる話で、僕は皓嗣さんが言われた意見に賛成ですけども。

委員長 磯田さん、いかがですか。

意（１） 人として、礼と節を尽くすという意味で、私は賛成だものですから。

それを、信条の自由というふうに言われれば、それまでかなと。ただ、尽くすひとは尽くす。尽くさない人は、尽くさない、なのかなと思います。

委員長 これをですね、今、内藤とし子委員のほうから、議会改革の委員会はどうだというお話ではありますけれども、いずれにしても、同じような意見になろうかと思えますし、最終的には、議会運営委員会に返ってくるというふうに理解しておりますので、残念ながら、やむを得ずということで、採決をとらせていただきます。それでは、国旗、市旗への・・・

意（１２） 今、国旗、市旗への拝礼という、案というか議題としてでていますが、当日、国旗、市旗に向かって拝礼と言うのかどうか。そういう点でも、内藤皓嗣さんが言われたように、ちょっと意見が違うと思うんですよ。やはり、国旗、市旗に向かって拝礼と言え、そのように誰が聞いていても聞こえるでしょうし、それから、当局の側はどうするのか、そういうことも、この国旗、市旗への拝礼については、一般的に礼節を重んじるとか、礼に始まって、礼に終わるといふ言葉があるぐらい、礼をするということは別に私どもも拒否するわけではありませんけれども、その国旗や市旗に向かってということになると、内心の自由や思想信条の自由がありますから、問題があるということを書いてあるんで、当局の側は、国旗、市旗に向かって礼ということになれば、また、そのような対応もあるでしょうし、その点は、どういうふうに。

委員長 当然、この後ですね、この結果を当局の方にも連絡をさせていただいて、それなりの御協力はいただきたいというふうに考えておりますので、この結果を、拝礼をやるということになれば、御協力をいただきたいと、こういう申し入れは、させていただくつもりでおります。

意（１２） だから、そういう場合に、当局側は、国旗や市旗というのが、うしろ側になるわけですね、だから、そういう点では、どういうふうにされるのかということを知っているのです。

委員長 当然、そちらに向いていただくということになります。

意（１２） そうすると、先ほど、皓嗣さんが言われたように、私が言う、礼に始まって礼に終わるといふ形ではなくて、国旗や市旗に向かって、市旗はいいですけどもね。国旗に向かって礼をするということは、はっきりその場面

で、でてくるわけですよ。だから、そういう点では、内心の自由や強制できないということが言われているぐらいですから、私どもは、賛成できないということを行っているんですけどね。

委員長 いずれにしても、一致をみない案件ではございますので、ただ、私ども高浜市議会として、各派会議の中でも御理解をいただいている中でありますので、その結果を受けて、ここの議会運営委員会に諮って、高浜市議会として、国旗、市旗への拝礼をするという案件で、でてきておりますので、先ほど申し上げたように、残念ながら、今、内藤とし子委員がおっしゃったように、一致はみませんけれども、ここで一応の採決は採りたいと思っておりますので、お願いをしたいと思っております。それでは、この件につきまして、拝礼をするということで、賛成の方の挙手をいただきます。

挙 手 多 数

委員長 ありがとうございます。賛成多数でございますので、高浜市議会としては、国旗、市旗への拝礼を行う。先ほど申しましたように、当局については、この結果を持ってですね、御協力を願うというやり方でいきたいと思っておりますし、また、思想、信条の上でですね、どうしてもという方は、それはそれなりに御理解をいただいて、そのように対応していただければ結構だというふうに理解をいたしております。それと、もう一点。傍聴の方にも、お声がけをいたしたいと思っておりますが、いかがですか。傍聴の方がお見えになります。一番最初、スタートのときに、あるいは最後のときにですね、傍聴の方がお見えになったときには、傍聴の方にもお声がけをして、御協力をいただくというふうに考えておりますが、いかがですか。

意（14） 異議なしというか。

委員長 はい。そういうふうにお声がけをさせていただきたいと思っておりますが、いいですかね。

意 見 な し

委員長 それでは、そのようにさせていただきますので、よろしく願いいたします。

事務局長 それでは、今、国旗、市旗への拝礼について、お決めいただきました。発声は、私の方ということでございますので、その件について、御説明を2点ほどさせていただきます。まず、先ほど、内藤とし子委員の方からもお話がございましたが、当局への対応につきましては、私のほうから、来週月曜日の部長会におきまして、本議会運営委員会で決定された旨をお話を申し上げ、当局、市長を始め、出席をされる職員の皆様には、御協力の御依頼をさせていただきます。そこで、発声を私がやるということでございますので、案文ということで、御紹介をさせていただきたいと思います。これは、開会の直前、すなわち、議長が開会の御挨拶をされる前でございます。同時に、閉会の際には、議長が閉会の御挨拶をされた後に発する案文ということで、御理解をいただきたいと思います。まず、開会直前、議長が開会挨拶前に実施する内容でございますが、例えば、何月定例会、あるいは、今臨時会の場合ですと、5月16日に開かれますので、第2回臨時会の開会に先立ちまして、ここで、国旗、市旗に向かって、拝礼をいたします。皆様、御起立をお願い申し上げます。国旗、市旗に向かって、一同礼。ありがとうございました。御着席ください。なお、先ほど、傍聴者へのお声がけということがございましたので、今、申し上げました、国旗、市旗に向かって、拝礼をいたします。傍聴者の方につきましても、御協力をお願いできたら、お願い申し上げます。ということは、付け加えさせていただきたいと思います。同じく、閉会直後、あるいは、全員協議会が開催されますと、全員協議会開会前、議長が閉会の御挨拶をされたのちに実施することにつきましては、今、申し上げた、開会のところを閉会に変える。すなわち、何月定例会、あるいは第2回臨時会の閉会に当たりまして、ここで、国旗、市旗に向かって、拝礼いたします。皆様、御起立をお願いいたします。国旗、市旗に向かって、一同礼。ありがとうございました。という内容で、今、考えておりますので、御理解をいただきたいと思います。

委員長 ただいま、事務局長から発言がありましたが、このような内容で、よ

ろしいですか。

異 議 な し

委員長 御異議もございませんので、このようにさせていただきます。なお、国旗、市旗については、既に、議長席の背面に取り付けられておりますので、御覧になられたい方は、事務局へ申し出ていただきたいと思ひます。

3 その他

委員長 外郭団体等特別委員会委員の辞任願及び議会改革特別委員会委員の辞任願について、事務局より説明を願ひます。

事務局 それでは、例年、外郭団体等特別委員会委員につきましては、辞任という形を取らせていただいておりますので、例年のとおり、辞任願を本日おみえの方は、本日。または、近日中に、来庁されたときに、提出を願うという取り扱いにしたいと思ひますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。また、議会改革特別委員会委員についても、引き続き委員になられる議員もおみえですが、同様の取り扱いをしたいと思ひますので、よろしくお願ひしたいと存じます。

委員長 ただいま、事務局が説明をしましたとおりですので、よろしくお願ひをいたします。次に、事務局から発言を求められておりますので、これを許可いたします。

事務局長 それでは、私のほうから、3件、お願ひ申し上げます。まず、1件目でございます。実は、この臨時会におきまして、正副議長の選挙が行われることになろうかというふうに思っておりますけれども、その正副議長の選挙の際、従前は、議場の閉鎖及び解除を3カ所行っておりましたけれども、ここ数年につきましては、これは時間の関係上もございすが、議員席後部の扉、1カ所ということで実施をさせていただいておりますので、今回につきましても、それと同様に1カ所の閉鎖ということで、お願ひできたらと思っておりますので、

御審議賜わりたいと思います。

委員長 ただいま、事務局から提案がありました。正副議長選挙における議場の閉鎖及び解除について、議員席後部の扉、1カ所にすることに御異議ございませんか。

異 議 な し

委員長 御異議もないようですので、そのように決定をさせていただきます。

事務局長 それでは、2件目について、お願い申し上げます。実は、クールビズの関係での確認とお願いでございます。御案内のとおり、議会運営の申し合わせというものがございすけれども、その申し合わせの中では、議場等における上着、ネクタイの着用については、6月1日から9月30日の間、自由とする。というふうに申し合わせで決定をされております。ところが、実は御案内のとおり、当局におきましては、例年より少し早目ではございすけれども、5月7日から10月31日の間、もう既に実施がされております。そこで、5月16日に開催予定をいたしております、第2回臨時会についての対応でございすけれども、クールビズは、申し合わせどおりとし、5月16日、水曜日開催の第2回臨時会は、上着、ネクタイ着用といたしたいというふうに考えておりますので、それでよろしいでしょうかということでございます。なお、本件について、御決定をされたのちにつきましては、私のほうから、市当局のほうにも、同様の御協力の依頼をさせていただくという所存でおりますので、よろしくお願いを申し上げます。

委員長 ただいま、事務局から発言がありました。5月16日の臨時会、これにつきましては、従前通り、ネクタイ着用。それ以後からクールビズという提案だと思っておりますが、そういう形でよろしいですか。

意(14) もともと、ネクタイとスーツというんですか、略礼服というんですかね、これをしなければならぬというのは、どこかに決まりがあったんですかね。

事務局長 そういった、明文規定ございません。したがって、先ほど申し上げ

ましたとおり、議会運営委員会の申し合わせ事項ということで、お決めにいただいているというのが実態でございます。

意（14） その申し合わせ事項で、明文化もされていないですね。確か。

事務局長 これは、議会の申し合わせ事項に関する項目は、全議員の皆様方に御配布をしております。先ほど申し上げましたとおり、クールビズの関係、あるいは、携帯の取り扱いですとか、委員会における陳情、請願の取り扱いですとか、それは、文章によって、全議員に、既に配布をさせていただいておりますので、内藤皓嗣議員におかれましても、お持ちであろうというふうに思っております。

意（14） 私が、それでは読み忘れているというか、忘れたのかわかりませんが、クールビズのことには書いてあるけれども、クールビズ以前。クールビズって、もう何年、4、5年前かな。その前には、そういうことが、申し合わせであったのかなということを確認しているんですけど。

事務局長 私が承知している範囲では、今申し上げましたのは、平成23年12月1日から施行する申し合わせ事項については、明文規定がございました。それ以前につきましては、議会運営上、議会運営委員会において、私ども事務局のほうから、その旨を、お話を、説明をさせていただき、この場で御決定がされて、従来から6月から9月ということで、行われているというふうに承知をいたしております。

委員長 それでは、確認をさせていただきます。5月16日の臨時会につきましては、従前通り。それ以後につきましては、クールビズで対応。クールビズの場合は、皆さんにお渡ししてある名札をお付けいただくと、活動していただく、こういうふうに思っておりますので、よろしく願いをいたします。それでは、そういう形をとらせていただいてもよろしいですか。

異 議 な し

委員長 御異議もないようですので、そのように決定をさせていただきます。

事務局長 それでは、3件目について、お願いを申し上げます。これは、御報

告の内容となりますけれども、先日4月19日に、東海市議会定期総会が開催をされました。議員表彰につきましては、私どもの議員の皆様方については、該当がございません。よって、通常ですと、臨時会の開会前に表彰伝達式を議場で行うということになっておりますけれども、該当の議員がお見えになりませんので、今回は、その表彰伝達式は、執り行わないということで考えておりますので、御報告を申し上げます。

委員長 ただいま、事務局から報告がありましたがお聞き納めいただきたいというふうに思います。それでは他に、何か皆さんのほうで、何かあればお願いをいたします。

事務局長 クールビズの期間は、先ほど申し合せどおりということで、6月から9月ということで、確認だけをさせていただきたいと思っておりますけれども、私が申し上げましたのは、当局のほうは、10月までということでございます。当局のほうは、10月まででして、申し合わせで明文規定がされておりますのが、6月1日から9月30日までという、この間については自由とするということで、ただし、特に上記期間中にある場合は、議員名札の着用を努めるものとするということでございますので、いわゆる終期といいますか、9月30日というふうに申し合わせになっておりますけれども、当局に合わせるのであれば、合わせることになりましようけれど、その御確認だけを、お願いをさせていただきたいと思っております。

委員長 当局が、10月31日、一月後ろに、ずれておりますが、その辺いかがですか。

意 見 な し

委員長 9月30日で、いいですか。従来通りですが。

事務局長 念のために申し上げます。申し合わせ事項について、クールビズ実施に伴う、議場等における、上着、ネクタイ着用については、原則6月1日から9月30日の間、自由とする。議場等という言葉が入っておりますので。従って、ここで、議場等といっているのは、当然、本会議場の議場もそうですし、

委員会等、公式な会議、議会としての会議というところを指しているということは含まれておりますので、逆に申し上げるならば、上着、ネクタイを着用せずに事務局の方にお越しになられたとしても、それは、申し合わせの範疇からは、除外されるということになろうかと思えます。

委員長 一案ですね、当局に合わせるという案もございます。10月31日という、案がございます。もう一つは、9月30日という案がございますが、皆さん御意見、いかがですか。内藤とし子委員、いつまででいいですか。

意(12) 6月1日から9月30日が、議会としては、クールビズだということですよ。けど、当局としては、5月から10月終わりまでと。だから、その間は、自由というか、あまり暑い日があれば、やむを得ず皆さん脱がれるでしょうし、けど、その間に、委員会がある間は着用して委員会に出るとか、本会議に出るとかということであれば、いいのではないのでしょうか。わかります。ですから、6月から9月はクールビズで、きちんと決めてあると、だから、その前の1カ月と後ろの1カ月については、5月でも本当に暑い日もあるんですよ、そういうときは自由とは言われなかったけれど、言われなかったかな、都合をつけるというのか、そういう間に委員会があったり、本会議があったりすれば、そういうときは、ネクタイもスーツも着用して出るということで、どうなんでしょう。女性の場合は、脱ぐというわけにはいきませんから。

委員長 一ついいですか、私、クールビズについての考え方ですが、当局が、早々とやっておる。テレビでも、あちらことらの市町がやっておるようですが、これはですね、大きくは節電。そういうものを市民の皆さん、あるいは国民の皆さんに見ていただくと、さあ、みんなで節電していきましょうねという部分が、一つ大きな要素があるのではないかなという気もいたします。今の皆さんのお話ですと、自分のね、我々のという部分で暑いよと寒いとかいう話で進んでおられますけれども、私は、そういったPRの部分も大きいのではないかなというふうに思いますので、その辺は、いかがでしょうかね。

意(14) 従来通りで、いいと思います。後は、判断することです。職員の場合は、Tシャツ、チノパンもOKとか、何か。私、ラフな格好をしているでしょう。でも、議員の人が、そんな格好をしてはこないでしょう、多分。

それぞれ、判断すると思いますよ。

委員長 小野田委員、御意見どうぞ。

意（16） 一応、申し合わせ事項では、9月30日までとなっておりますので、どうでしょうね。私は、女性の立場からいうと、何とも言えないんですけども、当局がPRということで、10月31日、ものすごく暑い、夏が11月ぐらいまで続いた年もありましたよね、あんなときですと、やはりクールビズというか、軽装で、あまり空調の温度を下げなくても快適に職務につけるよという意味からだと思うんですけども、むずかしいですね。9月30日でも、いいですけどね。

委員長 それでは、従来通りということで、暑かったら、また、その都度、お考えいただくと。そういう意見が、ございますので、従前通り、臨時会后、クールビズ、9月30日。そういうことでよろしいですかね。というふうに、決定をさせていただきますので、よろしく願いいたします。それでは、他に皆さん、何かございましたら。なければ、一つよろしく願いをいたします。平成24年第2回臨時会が、円滑に運ぶよう皆様方の特別なる御協力をお願い申し上げまして、議会運営委員会を終了いたします。

閉会 午前10時45分

議会運営委員会 委員長

議会運営委員会 副委員長